

● 2009年6月1日現在 都道府県・乳幼児医療費助成制度一覧

*対象年齢は満年齢(例:「2歳」とあるのは、0～2歳児まで)全国保険医団体連合会調べ

都道府県 協会名	対象年齢 (0歳～)		給付制限など	所得制限	自己負担金	助成方法		入院 食事
	外来	入院				現物給付	償還払い	
北海道	未就	未就		児童手当法特例準拠	(1)3歳未満及び市町村民税非課税世帯:初診時一部負担金(医科580円歯科510円)のみ (2)上記以外:1割負担(月額上限=外来12,000円 入院44,400円)		○	
青森	未就	未就		児童扶養手当一部支給 準用(平成9年度基準額)	入院:4歳以上1日500円。外来: なし。	○ (国保0歳)	○ (左記以外)	
岩手	未就	未就		児童扶養手当法準用 (国基準(一部負担)に 80万円上乗せ)	(1)3歳未満児及び市町村民税非課税は負担なし。 (2)上記以外:外来=一医療機関月1,500円まで 入院=一医療機関月5,000円まで。		○(注③)	
宮城	2歳	未就		老齢福祉年金準用	なし	○		
秋田	未就	未就		児童扶養手当一部支給 限度額+75万2千円	(1)0歳児及び市町村民税非課税は負担なし。 (2)上記以外:外来・入院とも月1,000円(レセプト単位)	○		
山形	未就	未就 (※1)		(1)児童手当法特例準用(平成18年度基準額) (2)第3子以降:所得制限なし	(1)所得税非課税、第3子以降:負担なし。 (2)上記以外:外来1回530円(月4回まで)、入院1日1,200円。 (3)訪問看護療養費1日600円(月5回まで)。	○		
福島	未就	未就		児童手当法特例準用	外来・入院とも月1,000円(レセプト単位)	○(社保)	○(社保) 注①	○
茨城	未就	未就		児童手当法特例準用 (1人の場合393万円まで)	入院1日300円(月3,000円限度)、 外来1日600円(月2回限度)。いずれもレセプト単位	○		
栃木	小3	小3		なし	(1)3歳未満=自己負担なし (2)3歳以上=入院・外来とも月500円(レセプト単位)	○ (3歳未満)	○ (3歳以上)	○
群馬	未就 (※2)	中卒まで		なし	なし	○		○
埼玉	未就	未就		児童手当特例給付準拠 (扶養親族等の数「2人の場合」を準用)	外来月1,000円、入院1日1,200円 (市町村民税非課税者免除)		○注①	
千葉	未就	未就		児童手当特例給付準拠	(1)住民税所得割非課税世帯:なし。 (2)上記以外:外来1回300円、入院1日300円(いずれも月額上限なし)	○		○
東京	未就 中卒まで2割(※3)	未就		児童手当法準用 あり	なし 医療保険の自己負担の2/3	○ ○		

● 2009年6月1日現在 都道府県・乳幼児医療費助成制度一覧

*対象年齢は満年齢(例:「2歳」とあるのは、0～2歳児まで)全国保険医団体連合会調べ

都道府県 協会名	対象年齢 (0歳～)		給付制限など	所得制限	自己負担金	助成方法		入院 食事
	外来	入院				現物給付	償還払い	
神奈川	未就	中卒	(注②)	児童手当法特例給付準用	外来1回200円(調剤は除く)、入院1日100円	○ (未就)	○ (入院:小学～中卒)	
山梨	4歳	未就		なし	なし	○		
新潟	2歳 (※4)	小卒まで	外来:第3子以降のみ就学前まで	0歳以外は児童手当法特例給付準用	外来1日530円(月4回限度)、入院1日1,200円、訪問看護1日250円	○		○ (0歳減額認定者のみ)
富山	3歳	未就		児童手当特例給付準用	外来1日530円、入院1日1,200円	○ (0歳)	○ (1歳以上)	
石川	3歳	未就		児童扶養手当法準用	月1,000円		○	
福井	2歳	2歳	入院・外来とも、3子以上いる場合は全子就学前まで	なし	なし		○(注③)	○
長野	未就	未就		なし	外来・入院とも月300円(レセプト単位)		○(注③)	
岐阜	未就	未就		なし	なし	○		
静岡	未就	未就		児童手当等準拠(第3子以降は所得制限なし)	外来1回500円(月2000円限度)、入院1日500円	○		
愛知	未就	中卒まで		なし	なし	○ (未就)	○ (小学～中卒)	
三重	未就	未就		児童手当法特例給付準用	なし		○(注③)	○注⑤
滋賀	未就	未就		児童手当法特例給付準用(第3子以降なし)	外来:1医療機関(旧総合病院では1診療科)ごとに月500円(院外処方による調剤薬局での自己負担金無し)、入院:1日1,000円(月14,000円限度)	○		
京都	未就	小卒まで		なし	外来(0～2歳)・入院は月200円。外来(3～未就)は月3,000円を超えた額を償還	○ (入院、外来0～2歳)	○ (外来3歳以上)	
大阪	2歳	未就		児童手当法特例給付準用	1医療機関あたり外来・入院とも1日500円(月2日限度)	○(各市町村の外来対象年齢まで)	○(左記を超える入院)	○
兵庫	小3	小3		(1)0歳はなし。 (2)1歳以上は児童手当法特例給付準用	外来:1医療機関1日700円(月2回限度。低所得者は1日500円(月2回限度)。入院1割負担(月2,800円限度。低所得者は月2,000円限度)。ただし連続して3カ月超入院の場合は4カ月以降は負担なし。	○		

● 2009年6月1日現在 都道府県・乳幼児医療費助成制度一覧

*対象年齢は満年齢(例:「2歳」とあるのは、0～2歳児まで)全国保険医団体連合会調べ

都道府県 協会名	対象年齢 (0歳～)		給付制限など	所得制限	自己負担金	助成方法		入院 食事
	外来	入院				現物給付	償還払い	
奈良	未就	未就		児童手当法準拠	外来月500円、入院月1,000円限度 (2週間未満の場合は500円))		○(注③)	
和歌山	未就	未就		児童手当法特例給付準用	なし		○	
鳥取	未就	未就		なし	外来1回530円(月4回限度)、入院 1日1,200円(市町村民税非課税世帯の者は、月15日限度)	○		×
島根	未就	未就 就学後20歳未満の慢性呼吸器疾患等11疾患群にかかる入院		(1)0～2歳は「なし」。 (2)3歳以上及び就学後20歳未満は児童手当特例給付準拠	1割負担(1医療機関当たり負担限度額、①0～2歳:入院月2,000円、外来月1,000円限度、②3歳～「就学前」:入院月15,000円、外来月8,000円限度、③薬局は、3歳未満:負担なし、3歳～未就:1割負担(負担上限なし)、④就学後20歳未満は、入院月15000円限度)	○右記を除く	○就学後20歳未満の入院	
岡山	未就	未就		児童手当法準用	(1)0～2歳児は医療費自己負担分の2割(0.4割負担)。 (2)3歳～未就学児は、総医療費の1割(月額上限有り)。ただし、すべての市町村で無料化実施	○		
広島	未就	未就		児童手当法本則給付・特例給付準用	1医療機関1日500円(外来:月4日限度、入院:月14日限度)	○		
山口	未就	未就		市町村民税所得割額以下(136,700円まで)	なし	○		
徳島	6歳	6歳		児童手当法特例給付準用	(1)外来3歳以上、入院6歳、調剤薬局は、月600円 (2)上記以外はなし	○(3歳未満)	○(3歳以上)	
香川	5歳	5歳		児童手当法特例給付準用(H12年度額で固定)	なし	○		
愛媛	未就	未就		なし	なし	○		
高知	未就	未就		児童手当法本則給付準拠	(1)乳児・市町村民税非課税世帯はなし。 (2)1歳以上の市町村民税課税世帯は、医療費の1割。	○		
福岡	未就	未就		3歳以上、所得制限(児童手当法準拠)	(1)3歳以上は、負担金外来1医療機関月600円/入院1日500円(月7回上限)。 (2)3歳未満は、なし。	○		
佐賀	2歳	未就		なし	(1)3歳未満は、外来、入院とも月300円(レセプト単位) (2)3歳以上は、入院:自己負担の1/2	○(3歳未満)	○(3歳以上)	
長崎	未就	未就		なし	外来・入院とも1日800円(月1,600円限度)(レセプト単位)		○	

● 2009年6月1日現在 都道府県・乳幼児医療費助成制度一覧

*対象年齢は満年齢(例:「2歳」とあるのは、0～2歳児まで)全国保険医団体連合会調べ

都道府県 協会名	対象年齢 (0歳～)		給付制限など	所得制限	自己負担金	助成方法		入院 食事
	外来	入院				現物給付	償還払い	
熊本	3歳	3歳	入院：3子以上 いる場合は全子 就学前まで	児童手当法準拠	月3,000円(市町村民税非課税世帯 は、入院：2,040円、外来のみ 1,020円)	(注④)		
大分	未就	未就		なし	外来：1医療機関ごと(旧総合病院 は診療科ごと)/1回500円まで(3歳 未満は月2回、3歳以上は月4回が上 限) 入院：1医療機関ごと/1回500円ま で(月14回上限)	○		
宮崎	未就	未就		あり(外来：3歳～未 就)。児童手当に準拠	外来：0～2歳は月350円、3歳～ 未就は月800円(1レセプト毎) 入院：月350円(1レセプト毎)	○		
鹿児島	5歳	5歳	歯科：3歳まで	なし	月3,000円(市町村民税非課税世帯 はなし)		○(注③)	
沖縄	3歳	未就		児童手当準拠	外来：3歳児のみ、医療機関毎に 月1,000円。		○	

■注①埼玉県は、自治体によって現物給付にしている。

注②入院1日以上で他制度で救済されない場合。

注③「自動償還払い」を導入。

注④熊本県では助成方法に関する定めはなく、市町村によって対応が異なる。

注⑤住民税世帯非課税で減額認定証の交付を受けている者。

■ [給付制限] 欄で制限対象が示されていない場合は入院・外来、内科・歯科の診療が対象となる。

■ 「入院食事」欄の○印：入院時食事療養費標準負担額(1日780円)を助成対象としているところ。

■ 「未就」とは、小学校未就学児。

■ ※1 山形県は2009年7月より、入院が小学6年まで対象

■ ※2 群馬県は2009年10月より、外来も中学3年まで対象

■ ※3 東京都は2009年10月より、入院・外来とも中学3年まで入院無料、通院1回200円

■ ※4 新潟県は2009年9月より、外来は、3人以上子どもがいる世帯について、全子小学3年まで対象